

## 公益社団法人日本小児歯科学会認定医試験施行細則

第1条 この施行細則は、公益社団法人日本小児歯科学会認定医制度規則10条の規定に基づき、認定医試験について、必要事項を定める。

第2条 認定医委員会による認定医試験は、原則として毎年1回実施し、日本小児歯科学会は3か月前までに試験の公示を行うものとする。

第3条 認定医試験を行う試験委員は、認定医委員会が専門医指導医の内からその都度選出する。

第4条 認定医試験は、次の各号の科目について行う。

(1) 客観試験<sup>注1</sup>（選択肢問題）

(2) 面接試験（症例報告書に基づく）<sup>注2</sup>

2. 大学院博士課程歯学専攻（小児歯科学専攻）を修了した者は認定医試験客観試験免除申請書（第13号様式）の提出をもって、客観試験は免除される。

注1：小児歯科認定医に必要な全般的知識を問う選択肢問題とする。

注2：

- ・症例報告書3症例（第4号様式4-2）の中から1症例についてケースプレゼンテーションと口頭試問を行う。症例は認定医委員会が選択し、通知する。
- ・ケースプレゼンテーション5分、口頭試問10分とする。
- ・ケースプレゼンテーションは、口腔内写真、スタディモデル、エックス線画像、分析データ・検査データ等の資料を用意し、検査、診断、治療方針、治療経過について説明する。資料については、患者名（個人情報）が明らかにならないよう配慮すること。

第5条 合否判定

認定医試験の合否は担当した試験委員で審議し、その合否を認定医委員会へ報告する。

2. 認定医委員会は総合的な審査を行い、その合否を日本小児歯科学会理事会に報告する。

3. 合否判定は次のとおりとする。

2科目とも70点以上を及第点とし、2科目両方の及第をもって合格とする。及第点に達しなかった科目については、その科目のみ再度受験申請し及第点をとれば合格とする。

附 則

第1条 この施行細則は、令和5年5月1日から施行する。